

処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：古物営業法

根 抠 条 項：第24条第1項

処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程」のとおり

問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課 (092) 641-4141 内 3187

備 考：